# 第6 中小企業関係法

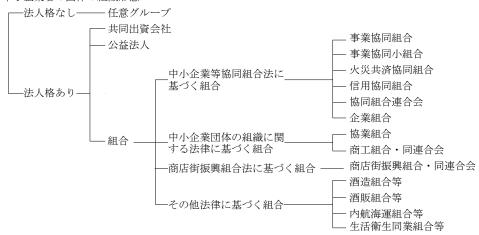
参考資料 側中小企業総合研究機構「平成21年度中小企業施策総覧」平成21年8月現在

# 1 中小企業等協同組合法と中小企業団体の 組織に関する法律に基づく各種組合制度

### 中小企業連携組織対策の体系図



└ 中小企業団体中央会を通じた組合への指導等



(2) 組合等に関する支援制度 絽 合 -共同出資会社 — 中小企業活路開拓調査・実現化事業 組合等の事業に対する補助金 補助金-など (中央会を通じた補助金) 公益法人\_ 任意グループ -中央会の事業等に対する補助金 ・全国中央会の指導員・職員人件費補助 組合等中小企業連携組織指導事業 など 中心市街地等商店街·商業集積活性化施設整備事業 商店街振興組合への補助金・ など -組合向け融資制度-中小企業基盤整備機構(高度化融資) 商工組合中央金庫融資 -中小企業金融公庫融資(融資限度額拡大) 信用保証制度 (中小企業基盤整備機構の再保険限度額拡大) など -組合向け税制制度-法人税率軽減 -利用分量配当の損金算入 -非収益事業の非課税(非出資の商工組合のみ)など

### 組合法関係の体系図

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号) 組織変更 -中小企業団体中央会 中小企業団体 総会議決 (設立は行政庁認可) (設立は行政庁認可) 主務大臣等 認可 2 1 9 8 7 6 5 4 3 2 1 企協信 事 事 商商協 火 全国中小企業団体中央会―県中央会と全国組合を会員とする 災共 工 同 用 業 道 府県 業 組 組工業 協 協 協 (済協 事業協同 事 合 合 同 業協同 同 工組 業協同 同 中 組 連 連組組 小 司 小企業団体中央会-組 組 合 合 組 組 組合 組合 組合 숲 合 合 合 숲 合 合 合 合 事業別 個人及び法人などで組織 右記4組合の上部団体 金融事業専門組合 商 基 火災共済事業専門組合 企業組 企業組  $\downarrow$ 事業協同 本的 工組合の上部団体 合員の事業の統合等の協業のため 企業のみで組織する組 商 工 な協 ・地区別に組織される同業組 合等 合 祖合 -県レベ 組 同 協業 組 組 ル 協業組 合 0 組合を会員とする し事業を行う組 合 株式会社 0) 組 有

# 1 中小企業等協同組合法に基づく組合制度

:限会社

中小企業等協同組合制度は、昭和24年に制定された「中小企業等協同組合法」に基づくもので、中小規模の事業者、勤労者などが、組織化し、相互扶助の精神に基づき、協同して事業に取り組むことによって、技術・情報・人材等お互いの不足する経営資源の相互補完を図るための制度である。

この中小企業等協同組合は、事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合の6種類に分かれ、それぞれの機能・目的に応じて積極的に活動することにより、中小企業の成長発展に大きく寄与している。

### 2 中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合制度

中小企業団体の組織に関する法律は、中小企業者が協同して経済事業を行う、又は中小企業が営む事業の改善発達を図るために必要な組織を設けることができるとした法律であり、同制度はこの法律に基づくものである。

# 現行組合制度の

_							
組合	〜 の種	_	l合のF	内容	事業協同組合	企 業 組 合	協 業 組 合
(1)	目			的	組合員への直接の奉仕,組合 員の経営合理化及び経済活動 の機会の確保	組合員への直接の奉仕,組 合員の経営合理化	事業規模の適正化による生 産性向上,共同利益の増進
(2)	性			格	人的結合体	人的結合体	人的,物的結合体
(3)	事			業	組合員の事業に関する共同経済事業、資金の貸付け、福利厚生、債務保証、その他	定款に掲げる事業(商業, 工業,鉱業,サービス業, その他)	協業の対象事業,関連事 業,附帯事業
(4)	設			立	行政庁の認可	行政庁の認可	行政庁の認可
(5)	設	立	要	件	4人以上の事業者	4人以上の個人	4人以上の事業者
(6)	組	合 員	資	格	地区内の小規模の事業者	個人及び法人など	中小企業者及び定款で定めたときは4分の1以内の中小企業者以外の者(相続人以外にも推定相続人について特例を認める)
(7)	組	合 員	責	任	有限責任	有限責任	有限責任
(8)	発	起	人	数	4人以上	4人以上	4人以上
(9)	加			入	自由	自由	組合の加入の承諾
(10)	任	意	脱	退	自由	自由	持分譲渡による
(11)	組	合 員	割	合	ない	全従業員の3分の1以上が組合員	ない
(12)	従	事	割	合	ない	全組合員の2分の1以上が 組合事業に従事	ない
(13)	出	資	限	度	100分の25(合併,脱退の場 合100分の35)	100分の25(脱退の場合100分の35)	100分の50未満
(14)	議	決	:	権	1人1票	1人1票	平等(ただし出資比例の議 決権も認める)
(15)	員	外	利	用	原則として組合員の利用分量 の100分の20まで	ない	ない
(16)	配			当	利用分量配当又は出資配当 (1割まで)	従事分量配当又は出資配当 (2割まで)	定款で定める場合を除き出 資配当
(17)	組	織	変	更	協業組合へ 株式会社へ 商工組合へ 有限会社へ	協業組合へ 株式会社へ 有限会社へ	株式会社へ有限会社へ
(18)	根	拠	法	規	中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合法	中小企業団体の組織に関す る法律
(19)	認可	「を受け	 る行政	 汝庁	<ol> <li>地区が1都道府県の場合は都道府県知事</li> <li>地区が2都道府県以上は経済産業局等地方支分部局の長</li> <li>全国は所管大臣</li> </ol>	主たる事務所所在地を管轄 する都道府県知事	<ul><li>① 主たる事務所所在地を 管轄する都道府県知事</li><li>② 2都道府県以上に事務 所を有するときは経済産 業局等地方支分部局の長</li></ul>

# 概要一覧

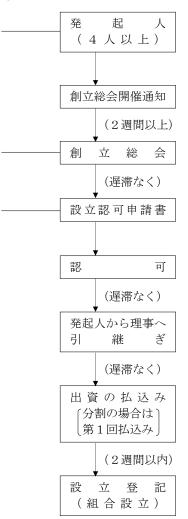
商工組合	火災共済協同組合	信用協同組合	商店街振興組合
資格事業の改善発達,経 営の安定合理化	火災等による財産補償	資金の貸付け, 預金の受入 れ	組合員への直接奉仕 組合員の経営合理化 商店街地域の環境整備
人的結合体	人的結合体	人的結合体	人的結合体
指導教育事業,共同経済 事業(出資組合のみ), その他	組合員の火災等による損害補 てんのための共済	組合員に対する資金の貸付 け,預金,定期積金の受入 れ等	組合員の事業に関する商店 街の環境整備事業,共同経 済事業
行政庁の認可	行政庁の認可	行政庁の認可	行政庁の認可
地区内で資格事業を行う ものの2分の1以上が加 入すること	1,000人以上が加入すること,出資額200万円以上(連合会は500万円以上)	300人以上が加入すること,出資金1,000万円以上 (東京都のほか金融庁長官 の指定する人口50万人以上 の市は2,000万円以上)	30人以上が近接してその事 業を営むこと
地区内において資格事業 を営む中小企業者,定款 に定めれば3分の1未満 の中小企業者以外の者	地区内において商業,工業, 運送業等(農業,林業,水産 業を除く)を行う小規模の事 業者	地区内において定款で定める小規模の事業者又は地区内に居住所を有する者,勤 労者	地区内で小売業又はサービス業を営む者,定款で定めたときはこれ以外の者
有限責任	有限責任	有限責任	有限責任
4人以上	4人以上	4人以上	7人以上
自由	自由	自由	自由
自由	自由	自由	自由
たい	ない	ない	ない
ない	ない	ない	ない
100分の25 (合併, 脱退 の場合100分の35)	100分の25(合併, 脱退の場合100分の35)	100分の10	100分の25
1人1票	1人1票	1人1票	1人1票
原則として組合員の利用 分量の100分の20まで	組合員(親族等を含む)の利 用分量の100分の20まで	原則として100分の20まで	組合員の利用分量の100分 の20まで
利用分量配当又は出資配 当 (1割まで)	利用分量配当又は出資配当 (1割まで)	利用分量配当又は出資配当 (1割まで)	利用分量配当又は出資配当 (1割まで)
事業協同組合へ(出資組 合のみ)			
中小企業団体の組織に関 する法律	中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合法	商店街振興組合法
① 地区が1都道府県の場合は都道府県知事 ② 地区が2都道府県以上は経済産業局等地方支分部局の長 ③ 全国は所管大臣	① 都道府県知事 ② 全国は内閣総理大臣(金融庁長官)と経済産業大臣 の共管	<ul><li>① 地区が1都道府県の場合は都道府県知事</li><li>② 地区が2都道府県以上は財務局長</li><li>③ 全国は内閣総理大臣(金融庁長官)</li></ul>	<ol> <li>地区が1の市又は特別区の場合は市又は特別区の長</li> <li>地区が市又は特別区を越える場合は都道府県知事</li> </ol>

## 組合設立手続一覧表

定款,事業計画書,収支予算書,設立趣意書, 出資引受書,設立同意書を有資格者に送付

定款,事業計画書,収支予算書,その他議案の 決定,役員の選出

①設立認可申請書 ②定款 ③事業計画書 ④ 役員の氏名・住所を記載した書面 ⑤設立趣意書 ⑥設立同意者がそれぞれ引き受けようとする出資口数を記載した書面 ⑦設立同意者がすべて組合員たる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面 ⑧収支予算書 ⑨創立総会の議事録又はその謄本



組合数の推移

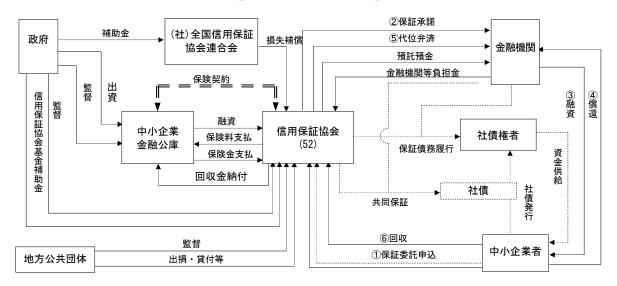
N	1								
組合	事	事業	火災	信	協同	企	協	商商	商及組
\ O	業協	協	火災共済協	用 協	組	業	業	工工組	店 び <sub>合</sub> 街 商
種類	同	同	協	同	合	.A₩	<b>/</b> ₩	合連	振店連
左	組	小 組	同組	組	連 合	組	組	及合	興街合組振
年月月	合	合	合	合	会	合	合	び会	合興会
昭和48年3月	38, 910	36	39	510	614	4, 937	923	1,693(69)	1, 225 ( 25)
58年〃	40, 795	19	43	472	769	2, 951	1, 566	1, 935 (67)	2,069 (72)
59年 "	41, 032	18	43	471	786	2,941	1, 573	1,948 (71)	2,118(76)
60年 //	40, 276	17	43	464	774	2,803	1, 546	1,913(71)	2,171 (84)
61年 //	39, 002	16	43	450	797	2, 583	1, 514	1,826 (68)	2,232(84)
62年 //	39, 341	16	44	448	803	2, 573	1, 502	1,889(72)	2,274(84)
63年 "	38, 732	19	44	437	799	2, 514	1, 488	1,869 (72)	2,301(86)
平成元年 "	38, 356	24	44	418	798	2, 461	1, 459	1,874 (74)	2,342 (88)
2年』	38, 491	25	44	414	806	2, 477	1, 441	1,868 (74)	2, 402 (101)
3年 //	38, 303	25	44	407	818	2, 403	1, 441	1,820 (69)	2, 472 (108)
4年"	38, 488	26	44	397	818	2, 344	1, 421	1,832 (69)	2,547 (111)
5年』	38, 949	23	44	393	819	2, 337	1, 407	1,811(69)	2,646 (112)
6年』	39, 074	23	44	383	828	2, 286	1, 386	1,805 (69)	2,715(113)
7年』	39, 229	23	44	373	830	2, 253	1, 393	1, 786 (69)	2, 759 (116)
8年』	39, 627	23	44	369	828	2, 248	1, 390	1, 781 (69)	2, 787 (115)
9年』	39, 655	21	44	363	828	2, 152	1, 375	1,760 (69)	2,773 (117)
10年 "	39, 525	21	44	351	822	2,092	1, 357	1, 725 (68)	2,749 (119)
11年 "	39, 593	19	44	322	818	2,074	1, 337	1, 691 (65)	2, 752 (119)
12年 "	39, 312	16	44	291	809	1,978	1, 342	1,667 (66)	2,749 (119)
13年 "	39, 448	16	44	280	812	2,006	1, 319	1,629(61)	2,750(119)
14年 //	39, 419	15	44	247	812	2,064	1, 283	1,604(61)	2,747 (120)
15年 "	38, 942	14	44	191	803	2, 109	1, 247	1,571(60)	2, 746 (118)
16年 "	38, 734	13	44	181	794	2, 234	1, 231	1, 555 (58)	2, 742 (119)
17年 "	38, 520	13	44	175	790	2, 368	1, 209	1,531(56)	2, 736 (119)
18年 "	38, 080	13	44	172	783	2, 469	1, 191	1, 499 (54)	2, 732 (119)
19年 "	37, 758	13	44	168	778	2, 512	1, 154	1, 461 (54)	2,720(119)

資料:中小企業庁調べ

- (注) 1 ( ) 内はそれぞれの連合会の数で内数である。
  - 2 協業組合制度は昭和42年度に創設された。
  - 3 ① 昭和57年度に全国中小企業団体中央会が実施した調査の結果,既に解散していても行政庁に届け出ていなかった組合等を削除した。
    - ② 昭和56年10月1日,昭和59年10月1日,昭和62年10月1日,平成2年10月1日及び平成5年10月1日,平成8年10月1日,平成11年10月1日及び平成14年10月1日,平成17年10月1日を基準日として休眠組合の整理を行った。
  - 4 協同組合連合会の中には、火災共済協同組合連合会1及び信用協同組合連合会1が含まれている。
- (注) 以上の根拠法規:中小企業団体の組織に関する法律, 商店街振興組合法

# 2 信用補完制度に関する法律と各種制度

# 【信用補完制度の仕組み図】



- (注1) ①~④は保証申込から償還まで、⑤、⑥は事故による代位弁済から回収まで
- (注2) …は社債保証のフロー

# 信用保証協会法 (昭和28年法律第196号)

信用保証協会の設立,管理,業務,監督等について規定することにより,信用保証協会制度を確立し, 中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的とする法律である。

### 信用保証協会

信用保証協会は、中小企業が事業資金を金融機関から借り入れる場合等にその借入債務等を保証することにより、担保力や信用力が不足している中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にすることを目的として設立された信用保証協会法に基づく法人(内閣総理大臣、経済産業大臣及び都道府県知事等が監督)である。

信用保証協会は、各都道府県ごとにそれぞれ1協会が設けられているほか、横浜、川崎、名古屋、岐阜、 大阪の5つの市にもそれぞれ1協会が設けられており、全国に52の協会がある(これらの協会が(社)全 国信用保証協会連合会を形成している)。

信用保証協会の運営は、主として信用保証料と協会資産の運用益によって行われているが、国及び地方 公共団体も財政援助を行って信用保証協会の業務運営の円滑化と経営基盤の強化に努めている。

信用保証協会は、保証業務のほかに中小企業の経営相談、金融相談等の業務も行っている。

## 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)

中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者の債務の保証について、中小企業金 融公庫と信用保証協会との間の各種の保険制度を定めている法律である。

### (主な内容)

- ① 中小企業金融公庫と信用保証協会との間の保険契約(普通保険,無担保保険,特別小口保険,売掛金 債権担保保険,公害防止保険,エネルギー対策保険,海外投資関係保険,新事業開拓保険,特定社債保 険)
- ② 保険料,保険金,求償,回収金の納付,交付金,契約の解除等
- ③ 経営安定関連保証の特例

## 信用補完関係実績

機関	信用保証協会保証実績	中小企業	金融公庫保険引受実績
年度	保証承諾額	引受件数	引受額
10	28兆9,666億円	206万件	26兆6,581億円
11	18兆7,776億円	152万件	17兆 831億円
12	19兆6,335億円	153万件	18兆 513億円
13	13兆2,258億円	121万件	12兆1,999億円
14	14兆 427億円	123万件	12兆8,537億円
15	15兆1,965億円	130万件	14兆2,786億円
16	13兆1,629億円	115万件	12兆3,106億円
17	12兆9,802億円	112万件	12兆5,524億円
18	13兆6,591億円	118万件	13兆4,440億円
19	13兆 273億円	110万件	12兆8,654億円
20	19兆5, 797億円	128万件	18兆6,629億円

# 中小企業金融公庫

中小企業金融公庫は全額政府出資の機関で、中小企業に対する事業資金の融通の円滑化を図るため、中 小企業信用保険法に基づいて信用保証協会の保証債務についての保険業務と、信用保証協会の保証業務に 必要な資金の貸付けを行っている。

# 中小企業信用保険制度の概要

# ○ 一般関係保険条件

	一放阅涂休俠	***		T		1
契約先	条件保険種類	対象企業者	対象資金及び前提条件	付 保 限度額	てん補率	保険料率 (年率)
	普通	業・サービス業5,000万円, 卸売業1億円)以下の会社,常 時使用する従業員300人(小売 業50人,卸売業・サービス業 100人,旅館業等は政令で定 める人数)以下の会社及び個	事業資金	2億円(組合4億円)	70%	0.15%から 1.59% (手形割引 特殊・当座 貸越特殊 0.13%から 1.35%)
	無 担 保	人,中小企業等協同組合等で あって特定事業を行うもの	事業資金であって,担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証	8,000万円	80%	0.15%から 1.59% (手形割引 特殊・当座 貸越特殊 0.13%から 1.35%)
信	特別小口	常時使用する従業員20人(商業・サービス業5人)以下の会社及び個人,事業協同小組合等であって特定事業を行い省令に定める要件(注2参照)を備えているもの	事業資金であって,担保(保証人の保証を含む。)を提供させない保証	(他種保険を利用	80%	0.4% (手形割引 特殊・当座 貸越特殊 0.34%)
用保証	流動資産担保	普通保険・無担保保険に同じ	事業資金であって,流 動資産(法人である場合にあっては,必要に応じ当該法人の保証人の保証者である保証人の保証を含む。)のみを担保として提供させる保証	2億円	80%	0.46%
協	公 害 防 止	普通保険・無担保保険に同じ	公害防止関係資金	5,000万円 (組合1億円)	80%	0.87%
会	エネルギー対策	普通保険・無担保保険に同じ	エネルギー対策関係資金	2億円 (組合4億円)	80%	0.87%
	海外投資関係	普通保険・無担保保険に同じ	海外投資関係資金	2億円 (組合4億円)	80%	0.87%
	新事業開拓	普通保険・無担保保険に同じ	新事業開拓関係資金	2億円(組合4億円)	80%	0.87% (担保(保証 人の保証を 除く。)を 提供証であって額が 5,000万円 以下の場合 0.5%)
	事業再生	普通保険・無担保保険の対象 事業者のうち、民事再生手続 又は会社更生手続の申立から 計画認可の決定が確定した後 3年を経過していないもの	事業再生関係資金	2億円	80%	1.59%

契約先	条件保険種類	対象企業者	対象資金及び前提条件	付 保 限度額	てん補率	保険料率 (年率)
	特 定 社 債	資本金額3億円(小売業・サービス業5,000万円,卸売業1億円)以下又は常時使用する従業員300人(小売業50人,卸売業・サービス業100人,旅館業等は政令で定める人数)以下の会社であって特定事業を行い省令に定める要件(注3参照)を備えているもの	事業資金	4億5,000万円 ただし,普通保険 (経営安定関連特 例分を除く。)無 担保保険(経営安定 関連特例分を除 く。)及び特定 債保険の合計額が 5億円以下。	80%	0. 15%から 1. 59%
	特定支払計画	普通保険・無担保保険に同じ	特定支払債務 (中小企業者の特定支 払契約に基づき金融後 関等に対して支払うを き債務のうち当該金対 機関等が事業者に場 で を して を 支払った 場 の う を 支払った 場 を 支払った 場 を 支払った 場 を 支払った は る は る は る は る は る は る は る り る り る り る	(経営安定関連特例分を除く。)、 無担保保険(経営 安定関連特例分を	70%	0. 15%から 1. 59%

- (注) 1. 中小企業信用保険は、中小企業者の金融機関からの借り入れ等に係る債務の保証についての保険である。
  - 2. 特別小口保険の省令要件
    - ・1年以上引き続き同一都道府県の区域内において同一業種に属する事業を行っていること。
    - 過去1年間において納期が到来した源泉徴収による所得税以外の所得税(法人の場合は法人税),事業税又は住民税の所得割(法人の場合は法人税割)のいずれかの税額を完納していること。
  - 3. 特定社債保険の省令要件
    - ・以下の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当すること。
      - (1) 純資産額が5,000万円以上3億円未満であって、以下のイ又はロのいずれかに該当すること及びハ又は このいずれかに該当すること。
        - イ 自己資本比率が100分の20以上であること。
        - ロ 純資産倍率が100分の200以上であること。
        - ハ 使用総資本事業利益率が100分の10以上であること。
        - ニ インタレスト・カバレッジ・レシオが100分の200以上であること。
      - (2) 純資産額が3億円以上5億円未満であって、以下のイ又は口のいずれかに該当すること及びハ又は二のいずれかに該当すること。
        - イ 自己資本比率が100分の20以上であること。
        - ロ 純資産倍率が100分の150以上であること。
        - ハ 使用総資本事業利益率が100分の10以上であること。
        - ニ インタレスト・カバレッジ・レシオが100分の150以上であること。
      - (3) 純資産額が5億円以上であって、以下のイ又はロのいずれかに該当すること及びハ又は二のいずれかに該当すること。
        - イ 自己資本比率が100分の15以上であること。
        - ロ 純資産倍率が100分の150以上であること。
        - ハ 使用総資本事業利益率が100分の5以上であること。
        - ニ インタレスト・カバレッジ・レシオが100分の100以上であること。
  - 4. 普通保険、無担保保険、特定社債保険のいずれかの保険関係が成立した予約保証(中小企業者の申込日から保証契約で定める期間の開始の日まで相当の期間を経過することが想定される保証)に係る保険料率については、0.33から1.64%(手形割引特殊保証及び当座貸越特殊保証については、0.28から1.39%)が適用される。

# ○ 特例関係保険条件

条件	7. 四角		対象資金及び	てん	適用種別及び
特例	対象企業者	根拠法	付保限度	補率	保険料率(年率)
災関害係	政令で定める地域内に事業所を有 し,かつ,激甚災害を受けた中小 企業者	「激甚災害に対処する ための特別の財政援助 等に関する法律」(昭 和37年法律第150号)	<ul><li>○再建資金</li><li>○普通・無担保・特別小口について限度額別枠</li></ul>	80%	普通 0.41% (手形割引特殊·当座 貸越特殊 0.35%) 無担保 0.29%
経営安定関連	取引先の倒産,関連事業者の事業 活動の制限,災害その他の突発的 に生じた事由,経済事情の変動, 取引金融機関の破綻等により経営 の安定に支障を生じている中小企 業者	「中小企業信用保険 法」(昭和25年法律第 264号)	○経営安定資金 ○普通・無担保・特 別小口について限 度額別枠 (注1,2参照)	80% (注3 参 照)	(手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.25%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.15%)
労働 力	雇用管理の改善計画について都道 府県知事の認定を受けた中小企業 者,組合等及びその構成員たる中 小企業者であって,その改善計画 に従って改善事業を実施するもの	「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」 (平成3年法律第57号)	○雇用管理改善事業 資金 ○普通・無担保・特 別小口について限 度額別枠	80%	
中水水,	商店街整備,店舗集団化,共同店舗等整備,電子計算機利用経営管理及び連鎖化を行う中小企業者であって,経済産業大臣等の認定を受けた高度化事業計画に従って高度化事業を実施するもの	「中小小売商業振興 法」(昭和48年法律第 101号)	○高度化事業資金 ○普通・無担保・特 別小口について限 度額別枠	80%	
商店街整備	中小小売商業者の経営の近代化を 支援する公益法人であって,経済 産業大臣の認定を受けた商店街整 備等支援計画に従って商店街整備 等支援事業を実施するもの		○商店街整備等支援 事業資金 ○普通 2億円 無担保 8,000万円	普通 70% 無担 保 80%	普通・無担保 0.87% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.74%)
伝統的工芸品支援関連	伝統的工芸品産業の振興を支援する公益法人であって,経済産業大臣の認定を受けた支援計画に従って支援事業を実施するもの	「伝統的工芸品産業の 振興に関する法律」 (昭和49年法律第57号)	○伝統的工芸品産業振興支援事業資金 ○普通 2億円無担保 8,000万円	普通 70% 無担 保 80%	普通·無担保 0.87% (手形割引特殊·当座 貸越特殊 0.74%)
地域伝統芸能等関連	地域伝統芸能等の特徴を活用した 製品の製造業等であって、観光・ 商工業の振興のために実施される 行事に関連して行われるもののう ち経済産業省令で定める事業を実 施する中小企業者	「地域伝統芸能等を活 用した行事の実施によ る観光及び特定地域商 工業の振興に関する法 律」(平成4年法律第88 号)	<ul><li>○地域伝統芸能等活用事業資金</li><li>○普通・無担保・特別小口について限度額別枠</li></ul>	80%	普通 0.41% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.35%) 無担保 0.29% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.25%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.15%)
特定事業活動等関連	特定事業活動に関する計画について都道府県知事の承認を受けた中小企業者,組合等及びその構成員たる中小企業者であって、その計画に従って使用済物品等、副産物の発生の抑制若しくは再生資源、再生部品の利用に資する設備の設置、再生資源、再生部品の行別回収又は特定物質の使用の合理化に資する設備等特定設備の設置等を行う中小企業者	「エネルギー等の使用 の合理化及び資源の有 効な利用に関する事業 活動の促進に関する臨 時措置法」(平成5年法 律第18号)	<ul><li>○特定事業活動,特定設備設置等資金</li><li>○普通・無担保・特別小口について限度額別枠</li></ul>	80%	普通・無担保 0.87% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.74%) 特別小口 0.4% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.34%)

A7 (1)					
条件	対象企業者	根拠法	対象資金及び 付保限度	てん 補率	適用種別及び 保険料率(年率)
エネルギー使用合理化事業活動関連	特定事業活動に関する計画について都道府県知事の承認を受けた中小企業者,組合等及びその構成員たる中小企業者であって、その計画に従って工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化のために必要な措置を実施するもの		○特定事業活動資金 ○エネルギー対策保 険について4億円 (組合8億円) ただし,一般分を 含む。		エネルギー対策 0.87%
小規模事業	小規模事業者の経営の改善発達を 支援する公益法人であって,経済 産業大臣の認定を受けた基盤施設 計画又は連携計画に従って基盤施 設事業又は連携事業を実施するも の	「商工会及び商工会議 所による小規模事業者 の支援に関する法律」 (平成5年法律第51号)	○基盤施設事業,連 携事業資金 ○普 通 2億円 無担保 8,000万円	普通 70% 無保 80%	普通・無担保 0.87% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.74%)
中心市街地商業等活性化関連	認定を受けた特定民間中心市街地 活性化事業計画に従って中小小売 商業高度化事業を実施する中小企 業者及び都市型新事業の用に供す る施設を整備する事業(特定会社又 は公益法人が当該事業を実施する 場合は、当該特定会社又は当該公 場合は、当該特定会社又は当該公 益法人が自ら実施する都市型新事 業の用に供する施設を整備する事 業に限る。)を実施する中小企業 者,特定会社及び公益法人	「中心市街地の活性化 の一体的推進に関する 法律」(平成10年法律 第92号)	○中小小売商業高度 化事業高度 化事業を施設整備 事業 ○普通・無担保・特別小口に 度額別枠 ただし、公益法人 については、普通2 億円、無担保8,000 万円	80%	普通 0.41% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.35%) 無担保 0.29% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.25%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.15%)
中心市街地商業等	特定会社及び公益法人であって, 認定を受けた特定民間中心市街地 活性化事業計画に従って中小小売 商業高度化支援等事業(当該特定会 社又は当該公益法人が自ら実施す る都市型新事業の用に供する施設 を整備する事業を除く。)を実施す るもの		○中心市街地商業等活性化支援資金 ○普通 4億円無担保 1億6,000万円ただし,一般分(特定会社)及び中心市街地商業等活性化関連特例分(特定会社,公益法人)を含む。		普通 0.41% (手形割引特殊·当座 貸越特殊 0.35%) 無担保 0.29% (手形割引特殊·当座 貸越特殊 0.25%)
創業等関連	事業を営んでいない個人であって、一月以内に新たに事業を開始 する具体的な計画又は、二月体内に新たにも社を設立する具体的な計画といる具体的ないの及び会社は一名もの事業の全部又はに有するもの事業しての表記といる。 継続立するよのと部、新たを有といる。 を設立するとは、 を設立するとは、 を設立するとは、 を設立するとは、 を設立するとは、 を設立するとは、 を設立すると、 をといるといる。 をといるといると、 をといると、 をといると、 をといると、 をといると、 をといると、 をといると、 をといると、 をといると、 をといると、 をといると、 をといると、 をといると、 をといると、 をといると、 をといると、 をといると、 をといると、 をといると、 といると といると	「中小企業の新たな事 業活動の促進に関する 法律」(平成11年法律 第18号)	○創業者の事業開始 資金者の事業開中小 企業者の事業規 (無担保1,500万円 (無担保・無保・無保力 力、創物の があり、自動のの が本新事式)に合出 りたとし がを含いの がといいの がといいの は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	80%	無担保 0.4% (手形割引特殊·当座 貸越特殊 0.34%)

条件特例	対象企業者	根拠法	対象資金及び 付保限度	てん 補率	適用種別及び 保険料率(年率)
経営革新関連	承認を受けた経営革新計画に従っ て新事業活動を行うことにより経 営の相当程度の向上を図る中小企 業者		○経営革新事業資金 ○普通・無担保・特別小口について限度額別枠 ○新事業開拓保険について3億円(組合6億円)ただし、一般分,他の特例分を含む。		普通 0.41% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.35%) 無担保 0.29% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.25%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.15%) 新事業開拓 0.87% (担保(保証人の保証 を除く。)を提供であってそ の合計額が5,000万円 以下の場合0.5%)
異分野連携新事業分野開拓関連	認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画に従って異分野の事業者が有機的に連携し、その経営資源を有効に組み合わせて新事業分野の開拓を図る中小企業者		○異分野連携新事業 分野開拓資金 ○普通・無売掛保・特 担保・売 担保について 額別枠 ○新事業用係に ついて ののでは、 のので。 ののでは、 のので。 のので。 のので。 のので。 のので。 のので。 のので。 のので		普通 0.41% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.35%) 無担保 0.29% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.25%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.15%) 売掛金債権担保 0.29% 新事業開拓 0.87% (担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証を除く。)を提供にせない保証をかってその合計額が5,000万円以下の場合0.5%)
経営基盤強化関連	承認を受けた経営基盤強化計画に 従って将来の経営革新に寄与する ための経営基盤の強化を図る中小 企業者		<ul><li>○経営基盤強化事業 資金</li><li>○普通・無担保・特 別小口について限 度額別枠</li></ul>		普通 0.41% (手形割引特殊·当座 貸越特殊 0.35%) 無担保 0.29% (手形割引特殊·当座 貸越特殊 0.25%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊·当座 貸越特殊 0.15%)
特定新技術事業活動関連	特定補助金等に係る成果を利用した事業活動を行う中小企業者		○特定補助金等成果 利用事業資金 ○新事業開拓保険に ついて3億円(組合6 億円)ただし,一般 分,他の特例分を 含む	80%	新事業開拓 0.87% (担保(保証人の保証 を除く。)を提供でさせ ない保証が7,000万円 以下の場合0.5%。た だし,担保(保証 (法人の保証を含む。) を提供させない合計額 が2,000万円以下の場 合0.9%)

		T	T		
条件	対象企業者	根拠法	対象資金及び 付保限度	てん 補率	適用種別及び 保険料率(年率)
地域新事業創出関連 (注4参照)	高度技術産業集積地域において, 新事業創出寄与事業に属する事業 を行うものとして市町村長等の認 定を受けた中小企業者	「旧新事業創出促進 法」(平成10年法律第 152号)	<ul><li>○新事業創出寄与事業資金</li><li>○普通・無担保・特別小口について限度額別枠</li></ul>	80%	普通 0.41% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.35%) 無担保 0.29% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.25%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.15%)
創業関連	創業を行おうとする個人並びに創業を行った個人及び創業を行った ことにより設立された会社であって 事業を開始した日又は会社を設立した日以後5年を経過していない 中小企業者	「産業活力の再生及び 産業活動の革新に関す る特別措置法」(平成 11年法律第131号)	○創業等事業資金 ○無担保1,000万円 ただし,一般分, 創業等関連分及び 本特例分に係る無 担保保険の合計額 が8,000万円以下。	80%	無担保 0.29% (手形割引特殊·当座 貸越特殊 0.25%)
特定信用状関連	外国法人と経営を実質的に支配していると認められる関係を有する中小企業者		○特定信用状発行契約に基づく債務(外 国関係法人のの借別を 事で必要である。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80%	普通 0.15%から1.59% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.13%か ら1.35%)
経営資源活用関連	認定を受けた経営資源活用新事業 計画に従って現に有する経営資源 を新たな方法で有効に活用し、又 は新たな経営資源を有効に活用す ることにより、新商品、新技術又 は新たな役務の開発、企業化等の 新たな事業の開拓を行う中小企業 者(特別措置法第3条の規定により みなされた者を含む。)		○経営資源活用新事業資金 ・普通・無担保・特別小口に 度額別枠 ・新事業開拓保険に ついて3億円(組合6億円)ただし、一般分,他の特例分を含む。		普通 0.41% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.35%) 無担保 0.29% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.25%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.15%) 新事業開拓 0.87% (担保(保証人の保証 を除く。)を提供させ ない保証であってそ の合計額が5,000万円 以下の場合0.5%)
特定中小企業	認定支援機関として経済産業大臣 の認定を受けた者であって,特定 中小企業再生支援事業を実施する もの		<ul><li>○特定中小企業再生 支援事業資金</li><li>○普 通 2億円 無担保 8,000万円</li></ul>	普通 70% 無担 保 80%	普通・無担保 0.87% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.74%)
事業再生円滑化関連	特定認証紛争解決手続により,又 は認定支援機関の支援を受けて事 業再生を図る中小企業者		<ul><li>○事業再生資金</li><li>○普通・無担保・特別小口について限度額別枠</li></ul>	80%	普通 1.59% (手形割引特殊 1.35%) 無担保 1.59% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 1.35%) 特別小口 0.4% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.34%)

条件	対象企業者	根拠法	対象資金及び 付保限度	てん補率	適用種別及び 保険料率(年率)
中小企業承継	(認定中小企業承継事業再生計画に 従って設立される法人を除く。)に		<ul><li>○中小企業承継事業再生資金</li><li>○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠</li></ul>	普70% 無保 80% 特 小 80%	普通・無担保 0.15から1.59% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.13から 1.35%) 特別小口 0.4% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.34%)
周辺地域整備関連	主務大臣の同意を得た利便性向上等事業計画に基づく事業を行う者として都道府県知事の認定を受けた中小企業者	「発電用施設周辺地域 整備法」(昭和49年法 律第78号)	資金 ○普通・無担保・特	普70%無保80%別口%事 80%別口%事 80%	普通・無担保 0.87% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.74%) 特別小口 0.4% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.34%) 新事業開拓 0.87% (担保(保証人の保証 を除く。)を提供さ せない保証であって その合計額が5,000万 円以下の場合0.5%)
下請振興関連	主務大臣の承認を受けた振興事業 計画に従って振興事業を実施する 下請事業者たる中小企業者	「下請中小企業振興 法」(昭和45年法律第 145号)	○振興事業資金 ○売掛金債権担保保 険について限度額 別枠	80%	売掛金債権担保 0.29%
流通業務総合効率化関連	認定を受けた総合効率化計画に記載された特定流通業務施設を中核として、流通業務の総合化を図るとともに、流通業務の効率化を図る事業(当該事業の用に供する特定流通業務施設の整備を行う事業を含む。)であって、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資する事業を行う中小企業者	「流通業務の総合化及 び効率化の促進に関す る法律」(平成17年法 律第85号)	<ul><li>○流通業務総合効率 化事業資金</li><li>○普通・無担保・特別小口について限度額別枠</li></ul>	80%	普通 0.41% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.35%) 無担保 0.29% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.25%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.15%)
特定研究開発等関連	認定を受けた特定研究開発等計画 に従って、特定ものづくり基盤技 術の高度化を図る中小企業者	「中小企業のものづく り基盤技術の高度化に 関する法律」(平成18 年法律第33号)	○特定研究開発等資金 金 ・ 無担保・特別小口について限度額別枠 ○新事業開拓保険について3億円(組合6億円)ただし、一般分、他の特例分を含む。	80%	普通 0.41% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.35%) 無担保 0.29% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.25%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.15%) 新事業開拓 0.87% (担保(保証人の保証 を除く。)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円 以下の場合0.5%)

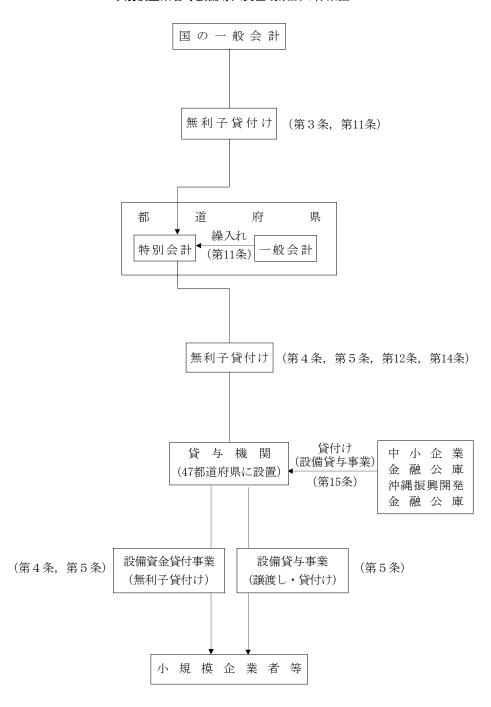
条件	対象企業者	根拠法	対象資金及び 付保限度	てん 補率	適用種別及び 保険料率(年率)
特例 地域産業集積関連	承認を受けた企業立地計画に従って,同意集積区域において企業立地を行う中小企業者又は承認を受けた事業高度化計画に従って,同意集積区域において事業高度化を行う中小企業者	「企業立地の促進等に よる地域における産業 集積の形成及び活性化 に関する法律」(平成 19年法律第40号)		80%	普通 0.41% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.35%) 無担保 0.29% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.25%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.15%)
地域産業資源活用事業関連	認定を受けた地域産業資源活用事業計画に従って地域産業資源活用 事業を行う中小企業者	「中小企業による地域 産業資源を活用した事 業活動の促進に関する 法律」(平成19年法律 第39号)	○地域産業資源活用 事業資金 ・無担保・特産 担保について限 額別枠 ・新事業開拓保険に ついて3億円(組合6 億円)ただし、一般 分、他の特例分を 含む。	80%	普通 0.41% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.35%) 無担保 0.29% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.25%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.15%) 流動資産担保 0.29% 新事業開拓 0.87% (担保(保証人の保証 を除く。)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円 以下の場合0.5%)
農商工等連携事業関連	認定を受けた農商工等連携事業計画に従って農商工等連携事業を行う中小企業者	「中小企業者と農林漁 業者との連携による事 業活動の促進に関する 法律」(平成20年法律第 38号)	○農商工等連携事業 資金 ○普通・無担保・特別 小口・流動資産担保 保険について 経額別枠 ○新事業開拓保険に ついて4億円(組一般 分、他の特例分を 含む。	80%	普通 0.41% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.35%) 無担保 0.29% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.25%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.15%) 流動資産担保 0.29% 新事業開拓 0.87% (担保(保証人の保証 を除く。)を提供させ ない保証が5,000万円 以下の場合0.5%)
農商工等連携	公益法人又は特定非営利活動法人 であって、認定を受けた農商工等 連携支援事業計画に従って農商工 等連携支援事業を行うもの		○農商工等連携支援 事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000 万円	普通 70% 無担 R 80%	
経営承継関連	経営の承継に伴い事業活動の継続 に支障が生じていることについ て、経済産業大臣の認定を受けた 中小企業者	「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(平成20年法律第33号)	<ul><li>○経営承継資金</li><li>○普通・無担保・特別 小口保険について 限度額別枠</li></ul>	普70%担 80%別口 80%	貸越特殊 0.13から 1.35%)

条件特例	対象企業者	根拠法	対象資金及び 付保限度	てん 補率	適用種別及び 保険料率(年率)
商店街活性化	認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を行う商店街振興組合等又はその組合員若しくは所属員である中小企業者	「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」(平成21年法律第80号)	○商店街活性化事業 資金 ○普通・無担保・特別 小口保険について 限度額別枠	80%	普通 0.41% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.35%) 無担保 0.29% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.25%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座 貸越特殊 0.15%)
商店街活性化	公益法人又は特定非営利活動法人 であって、認定を受けた商店街活 性化支援事業計画に従って商店街 活性化支援事業を行うもの		○商店街活性化支援 事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000 万円	普通 70% 無担 保 80%	普通·無担保 0.87% (手形割引特殊·当座 貸越特殊 0.74%)

- (注) 1. 経営安定関連(法第 2 条第 4 項第 6 号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。)に係る普通保険の別枠限度額は、 3 億円である。
  - 2. 経営安定関連保証(「中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律」(平成12年法律第136号)による改正前の法第2条第4項第6号(以下「旧第6号」という。)に該当する特定中小企業者に係るものに限る。)を受けた中小企業者に係る一般分及び経営安定関連分に係る無担保保険の付保限度額は、合算で1億円である(ただし、経営安定関連(法第2条第3項各号(旧第6号を除く。))に係る無担保保険を併用している中小企業者を除く。)。
  - 3. 経営安定関連(法第2条第4項第6号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。)に係るてん補率は、90%である。
  - 4. 新事業創出促進法は「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律」(平成17年法律第30号) により廃止されたが、地域新事業創出関連保証に係る特例については、平成23年3月31日までの間、なお効力を有することとされている。
  - 5. 創業関連(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号)第33条第3項 に該当する創業者に係るものに限る。)に係るてん補率は、90%である。

# 小規模企業者等設備導入資金助成法・小規 模企業共済法 • 小規模事業者支援促進法

# 小規模企業者等設備導入資金助成法の体系図



## 1 小規模企業者等設備導入資金助成法 (昭和31年5月法律第115号)

小規模企業者等設備導入資金助成法は、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するための資金の貸付けを行う都道府県に対し、国が必要な助成を行うことにより、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与することを目的とし、都道府県の貸与機関に対する小規模企業者等設備導入資金貸付事業並びに貸与機関の行う設備資金貸付事業及び設備貸与事業について定める法律である。

### 2 小規模企業共済法 (昭和40年6月法律第102号)

小規模企業は経営基盤が弱く、経営が絶えず不安定な状況に置かれており、廃業等の場合に、その後の生活の安定や事業の再建などのための資金をあらかじめ準備しておく必要がある。そのための共済制度としての小規模企業共済制度の運営等について定めている法律である。

### 小規模企業共済制度の内容

				常時使用	する従業員な	¥20人(商業・サービス	業は5人)以下の	
加	入	資	格	・個人事	業主			
				•会社,	企業組合及び	が協業組合の役員		
掛			金	月額1,000円~7万円 (500円刻み)				
			済等	A共済	A共済 ・個人事業の廃止 (死亡を含む)			
				事 由	事 由 ・会社等の解散により役員を辞めたとき			
	由			B共済	B共済 ・会社等役員の疾病, 負傷による退職 (死亡を含む)			
				事 由	事 由 ・老齢給付 (65歳以上で掛金納付期間15年以上の者)			
共				海井沙	・会社へ組織変更して、役員にならない			
事				準共済 事 由	・配偶者又	偶者又は子に事業の全部を譲渡		
				尹 田	・会社等役員の任意退職			
				解約・会社へ	・12月以上	月以上の掛金滞納		
					・会社へ組織変更して、役員になる			
					・任意解約			
共済	共済金等の額の例(掛金月額1,000円の場合)(単位:千円)							
1	掛金納付年数		10年		15年	20年	30	
1	掛金合計		120		180	240	360	
_	A 共済金		1:	29	201	279	435	
1	B 共 済 金 126		194	266	421			
3	準 共 済 金 120		180	242	383			
f	解約手当金 102			02	167	240	378	

- ・準共済金はB共済金の91%(掛金合計額に満たない時は掛金合計額)となる。
- ・解約手当金は掛金納付期間に応じ掛金の80%から120%の範囲となる。掛金納付月数が240月 (20年) 未満での受取額は、掛金合計額を下回る。

.....

### 税法上の扱い

金:全額所得控除扱い

・共 済 金:退職所得扱い (解約手当金については, みなし解約<準共済>及び65歳以上の 任意解約以外は, 一時所得扱い) 分割共済金は, 公的年金等控除扱いである。

#### [一般貸付]

簡易迅速に、事業資金又は事業に関連する資金を貸し付けるものである。

- ・貸付限度額:掛金総額に掛金納付月数に応じて7~9割を乗じて得た額(10万円以上で5万円の倍数となる額)と1,000万円のいずれか少ない額
- 貸付利率: 年利1.5%
- ・貸付期間: 6月, 12月, 24月 (105万円以上), 36月 (305万円以上) 又は60月 (505円以上)
- ・償還方法:期限一括償還(24月,36月又は60月の場合は、半年割賦均等償還)
- ・担保,保証人:不要

[傷病災害時貸付]

- 一定期間の入院又は災害等により経営の安定に支障を生じた際に必要な資金を貸し付けるものである。
- ・貸付限度額:掛金総額に掛金納付月数に応じて7~9割を乗じて得た額(50万円以上で5万円の倍数となる額)と1,000万円のいずれか少ない額
- ・貸付利率:年利0.9%・貸付期間:36月又は60月
- ・償還方法:半年割賦の元金均等割賦償還
- ・担保,保証人:不要 〔創業転業時貸付〕

新規開業・転業を行う際に必要な資金を貸し付けるものである(通算により新規開業・ 転業後再契約することが必要である)。

- ・貸付限度額:掛金総額に掛金納付月数に応じて7~9割を乗じて得た額(50万円以上で5万円の倍数となる額)と1,000万円のいずれか少ない額
- ・貸付利率:年利0.9%・貸付期間:36月又は60月
- ・償還方法:半年割賦の元金均等割賦償還

# 契約者貸付制度

·担保,保証人:不要 [新規事業展開等貸付]

本人の事業の多角化、後継者の新規開業又は事業多角化資金を貸し付けるものである。

- ・貸付限度額:掛金総額に掛金納付月数に応じて7~9割を乗じて得た額(50万円以上で5万円の倍数となる額)と1,000万円のいずれか少ない額
- ・貸付利率: 年利0.9% ・貸付期間:36月又は60月
- ・償還方法:半年割賦の元金均等割賦償還
- ・担保,保証人:不要

〔福祉対応貸付〕

自宅や事業所のバリアフリー化、福祉機器購入のための資金を貸し付けるものである。

- ・貸付限度額:掛金総額に掛金納付月数に応じて7~9割を乗じて得た額(50万円以上で5万円の倍数となる額)と1,000万円のいずれか少ない額
- ・貸付利率:年利0.9%・貸付期間:36月又は60月
- ・ 償還方法: 半年割賦の元金均等割賦償還
- ·担保,保証人:不要 〔緊急経営安定貸付〕

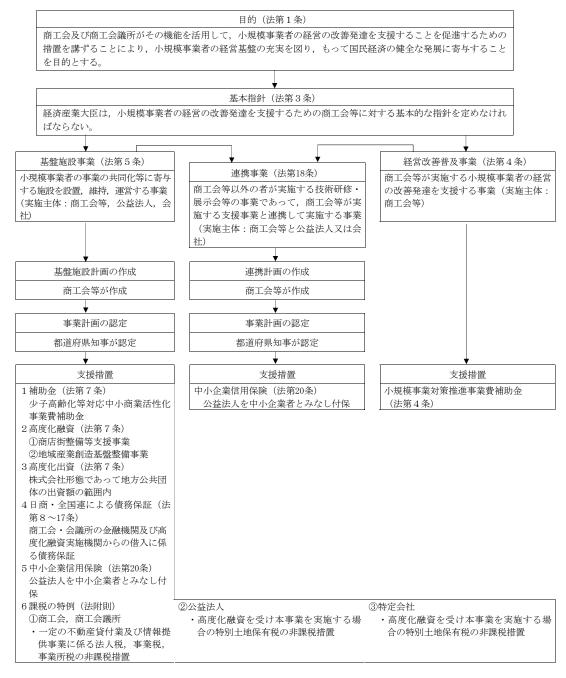
経済的環境の変化等に起因した一時的な業況悪化により経営の安定に支障を生じた際に必要な資金を貸し付けるものである。

貸付限度額:掛金総額に掛金納付月数に応じて7~9割を乗じて得た額(50万円以上で5万円の倍数となる額)と1,000万円のいずれか少ない額

- ・貸付利率: 年利0.9% ・貸付期間:36月又は60月
- ・償還方法:半年割賦の元金均等割賦償還
- 担保, 保証人: 不要
- ※ 複数の貸付を利用される場合の上限は1,500万円となる。

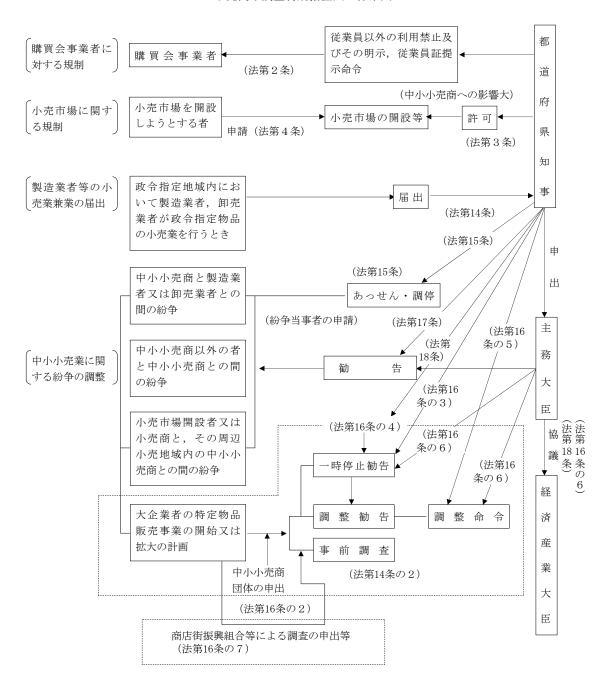
# 3 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(小規模事業者支援促進法)(平成5 年5月法律第51号)

## 小規模事業者支援促進法の体系図



# 4 小売商業調整特別措置法

### 小売商業調整特別措置法の体系図



# 小売商とその他の事業者との事業活動の調整 (小売商業調整特別措置法<昭和34年法律第155号>)

小売商業調整特別措置法は、小売商の事業活動の機会を適正に確保するとともに、小売商業の正常な秩序を阻害する要因を除去して国民経済の健全な発展を図るため、購買会事業に対する規制、小売市場の許可、中小小売商とそれ以外の者との紛争についてのあっせん又は調停・勧告、中小小売商団体と大企業者との間の紛争についての調査・調整勧告・調整命令等について定めている。

### 1 購買会事業者に対する規制(法第2条)

この規制は、事業者がその従業員(従業員と同一世帯に属する者を含む)に生活必需品等を販売する 購買会事業を営むに当たり、従業員以外の者に同様の購買を行わせることによって、中小小売商の事業 活動に対して影響を与え、その利益を著しく阻害するとき、これを禁止することにより、中小小売商業 の事業活動の機会の適正な確保を図ろうというものである。

## 2 小売市場の許可(法第3条)

小売市場相互間又は小売市場と周辺の小売商との間における過度な競争を防止するとともに, 小売市場内のテナントの保護を図るため, 政令指定地域では小売市場を許可制としている。

なお、小売市場とは、⑦一つの建物であって、②10以上の小売商が入居し、⑦そのうち政令指定物品 (現在、野菜と生鮮魚介類)を販売するものが含まれ、かつ、②建物内の店舗面積の大部分が、50㎡未 満に区分されているものと定義されている。

## 3 あっせん又は調停(法第15条)・勧告(法第17, 18条)

都道府県知事は、紛争当事者双方又は一方からの申請に基づいて物品の流通秩序の適正を期するため 必要があると認めるときは、あっせん又は調停を行う(なお、調停は公益を代表する者及び当該紛争事 業の学識経験者である調停員が行う)。

### 4 調査 (法第14条の2)・調整 (法第16条の2) の申出

大企業者が特定物品販売事業(一般消費者に対する特定の物品の販売事業)について新たに事業を開始し、又は拡大しようとする場合において、一定の中小小売商団体の申出により、大企業者の事業について必要な調査、調整を行うことができる。

# 中小企業における労働力の確保及び良 5 好な雇用の機会の創出のための雇用管 理の改善の促進に関する法律

## 中小企業労働力確保法の体系図

#### [予算等の支援措置]

#### [改善計画等]

#### [法律上の支援措置]

### 融資

○高度化融資制度 (由北 会業其聖整件

(中小企業基盤整備機構) <組合>

融資比率 80% 金利

0.8%又は無利子

- . 事業協同組合等が、その構成員たる中小企業者の労働力の確保を図るためのもの又は実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資するものについての計画(改善計画)を作成・申請
- 2. 中小企業者は改善事業であって、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保を図るためのもの、新分野進出等(創業又は異業種進出)に伴って実施することにより良好な雇用の機会の創出に資するもの又は実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資するものについての計画を作成・申請

### 都道府県知事の計画認定

# 認定計画に基づく事業の実施

支援

援: (1) 労働時間の短縮

(週休2日制の導入,省力化対策等)

- 2) 男女の雇用機会均等の確保及び職業生活と家庭生活との両立支援
- (育児休業制度等両立支援のための推進等)
- 3) 職場環境の改善
  - (「3K」の改善,作業方法の改善等)
- (4) 福利厚生の充実
  - (社宅・託児所の整備,健康管理制度の充実 等)
- (5) 募集・採用の改善 (共同募集の実施等)
- (6) 教育訓練の充実
  - (体系的な教育訓練の開発・実施,有給教育訓練制度の導入等)
- (7) その他の雇用管理の改善

### [組合等]

○ 上記6項目の全部又は一部につき、構成員への指導、技術開発、設備リース事業、共同福祉施設の設置等を実施

[組合等構成員]

○ 組合等の計画を個別に実施

[中小企業者]

○ 上記7項目の全部又は一部につき設備投資の実施等により個々の実態に応じ、高度な人材確保のため又は新分野進出等若しくは経営革新に伴って実施することにより良好な雇用の機会の創出に資するため魅力ある職場づくりを実施

### 助成金等

:支

:援

- ○雇用保険法に基づく助成 (雇用・能力開発機構) (法第7条)
  - ア 中小企業人材確保推進 事業助成金の支給<組合 等>
  - イ 中小企業基盤人材確保 助成金の支給
  - <個別中小企業者(良好 な雇用の機会の創出に 資する場合)>
  - ウ 中小企業雇用創出等能 力開発助成金の支給
  - <構成員(高度人材の確 保の場合),個別中小企 業者>
  - 工 中小企業職業相談委託 助成金
  - <構成員,個別中小企業 者>

### 事業資金調達の円滑化(特例 措置)

- ①中小企業信用保険法の特例 (法第10条)
  - <組合等,構成員,中小企業 者>
- ②中小企業投資育成株式会燃 の特例<対象拡大>(法第 12条)
  - <構成員,個別中小企業者>

#### 募集規制の緩和

○職業安定法の特例

# 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の 改善の促進に関する法律(中小企業労働力確保法)(平成3年5月法律第57号)

中小企業労働力確保法とは、労働力の確保のために中小企業が行う労働時間の短縮、職場環境の改善や 福利厚生制度の充実など雇用管理の改善の取組を促進するための法律で、平成3年に制定された(経済産業省と厚生労働省の共管)。この法律に基づき様々な支援措置が設けられている。

その後、平成7年11月に本法律は一部改正され、経営管理者等の高度な人材の確保・育成を行う中小企業者の活動を支援するための措置が、平成10年12月の本法律の一部改正では、新分野進出等(創業又は異業種進出)を目指す中小企業者に対する人材の確保・育成、魅力ある職場づくりの活動を支援するための措置がさらに拡充された。

また、平成18年6月の本法律の一部改正において、青少年の良好な雇用機会の創出に資する改善計画を 新たな類型として加え、併せて、改善計画の認定を受けた中小企業者が、所属する生活衛生同業組合等に 労働力の募集を委託する場合、募集受託者である組合等が厚生労働大臣に届出をすれば、募集受託者であ る中小企業者が自ら届出等を行うことは不要とする職業安定法の特例が追加された。

### 1 改善計画

①労働時間等の設定の改善,②男女の雇用機会均等の確保及び職業生活と家庭生活との両立支援,③ 職場環境の改善,④福利厚生の充実,⑤募集・採用の改善,⑥教育訓練の充実,⑦その他の雇用管理の 改善を、今後どのように実施していくかについての計画(改善計画)を作成する。

### 2 改善計画の作成主体

中小企業者と生衛同業組合・事業協同組合等(一定要件がある場合がある)

### 3 改善計画の認定

組合等にあっては、構成中小企業者の労働力の確保を図るため又は実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する改善計画を、個別の中小企業者にあっては、経営管理者等の高度な人材の確保を図るための改善計画又は新分野進出等(創業又は異業種進出)に伴って実施することにより良好な雇用の機会の創出に資するため若しくは実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する改善計画を作成し、これをその主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出し、当該改善計画について適当である旨の認定を受けると補助金等の支援施策が受けられる。

### 4 認定の手続

- (1) 基本方針を経済産業大臣と厚生労働大臣が制定(平成3年8月15日告示,改正・平成7年11月1日告示,平成10年12月25日告示,改正・平成16年3月3日告示,改正・平成16年7月1日,改正・平成18年9月20日)
- (2) 基本指針に基づぎ、生衛同業組合・事業協同組合等及び個別中小企業者が改善計画を作成
- (3) 都道府県担当窓口に改善計画認定申請書を提出
- (4) 都道府県知事が認定
- (5) 各種の支援措置の下で改善事業を実施

# 6 中小企業倒産防止共済法

# 中小企業倒産防止共済法 (昭和52年12月法律第84号)

### 1 法律の仕組み

取引先企業の倒産によって売掛金債権等の回収に支障を生じるなどした中小企業者が,積み立てた掛金の額に応じて無担保,無保証人で共済金の貸付けを受けることができる中小企業倒産防止共済制度 (経営セーフティ共済)の運営等について定めている法律である。

### 2 中小企業倒産防止共済制度の概要

中小企業倒産防止共済制度は,取引先企業の倒産の影響によって,連鎖倒産したり,著しい経営難に 陥るなどの事態を防止するための共済制度である。

6月以上掛金を納付していた契約者は、万一取引先企業に不測の事態が生じ、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合に、回収が困難となった売掛金債権等の額と掛金総額の10倍に相当する額とのいずれか少ない額の範囲内(最高3,200万円まで)で無担保、無保証人、無利子で貸付けが受けられる。ただし、貸付けを受けた場合は貸付けを受けた額の10分の1に相当する額が掛金から控除される。

本制度は、昭和53年4月に発足し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が国から出資金及び運営費交付金を受け、事業運営を行っている。これまで貸付けを行った額の合計は1兆円を超えており、現在加入者は平成20年3月末現在約29万人に及んでいる。

### 玉 出資金 運営費交付金 独立行政法人中小企業基盤整備機構 基盤強化のための出資金 共 済 資 金 共済事業運営費 474億2,100万円 6,031億1,500万円 18億6,600万円 (平成19年度末) (平成19年度末) (平成20年度) 貸付け 掛金 (取引先企業の倒産) 一時貸付金の貸付け 共 済 契 約 者

中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)の体系図

# 中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)の内容

加入資格	1年以上継続して事業を行っている次に掲げる中小企業者 ・製造業,建設業,運輸業等:従業員300人以下又は資本金3億円以下の会社又は個人 ・卸売業:従業員100人以下又は資本金1億円以下の会社又は個人 ・サービス業:従業員100人以下又は資本金5,000万円以下の会社又は個人 ・小売業:従業員50人以下又は資本金5,000万円以下の会社又は個人 ・企業組合及び協業組合 その他,ゴム製品製造業,ソフトウェア業,情報処理サービス業,旅館業は別途規定がある。			
掛金	月額5,000円~8万円(5,000円刻み) (掛金の増額,前納可,40月掛金を納付した場合掛止め可,掛金積立限度額320万円)			
共済金の貸付け	<ul> <li>貸付事由:掛金納付月数が6月以上ある加入者について、取引先が倒産し、売掛金債権等の回収困難が生じたときに共済金の貸付けを行う。</li> <li>(注)「倒産」とは、次のいずれかの事態が生じることをいう。</li> <li>1)破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立て2)金融機関の取引停止処分を受けること</li> <li>貸付条件:無担保、無保証、無利子</li> <li>(償還方法:5年(据置期間6か月を含む)の毎月均等償還(償還を怠ると年14.6%の違約金を徴収する)</li> <li>貸付限度額:回収が困難となった売掛金債権等の額と掛金総額の10倍に相当する額のいずれか少ない額(貸付残高は3,200万円以内)</li> <li>その他:共済金の貸付けを受けた場合は、貸付金額の10分の1に相当する額が掛金総額から控除される。</li> </ul>			
掛金の税法上 の 取 扱 い				
解約	本共済契約の解約には以下の3つがある。  1)任意解約 いつでも共済契約を解約できる。  2)事業団解約 12月以上の掛金の滞納又は不正行為の場合,解約となる。  3)みなし解約 死亡,会社の解散又は事業の全部を譲渡した場合は解約となる(契約が承継された場合は解約にはならない)。 解約時には、掛金を12月以上滞納している場合に限り、解約手当金を支払う。 この手当金は掛金の75~100%の範囲内である。掛金納付期間が40月以上の場合の任意解約又はみなし解約の場合のみ100%となる。不正行為の場合は解約手当金は支払わない。			
一時貸付制度	・貸付事由:事業資金(設備資金,運転資金)が必要なとき ・貸付限度額:解約手当金の95%の範囲内 ・貸付利率:年1.5%(市場金利の動向により変動する) ・貸付期間:12月 ・担保,保証人:不要 ・償還方法:期限一括償還(償還を怠ると年14.6%の違約金を徴収する)			